

別表七（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人又は他の通算法人が法第57条第1項（欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける場合（法第64条の7第1項第1号から第3号まで又は第5項（欠損金の通算）の規定の適用がある場合に限り、）に記載します。
- 2 「控除未済欠損金額1」の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当期が法第57条第2項又は第4項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(3)に該当する場合を除きます。）には、別表七(一)付表一「3」の金額を記載します。
 - (2) 当期が法第57条第8項の規定の適用を受ける事業年度又は法第64条の7第2項第1号に規定する最初通算事業年度（令和2年改正法附則第29条第1項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の9第1項（通算承認）の規定による承認があったものとみなされる日の属する事業年度（(4)及び3(4)において「移行承認事業年度」といいます。）を除きます。3(2)において「最初通算事業年度」といいます。）である場合（(1)又は(3)に該当する場合を除きます。）には、「調整後控除未済欠損金額14」の金額を記載します。
 - (3) 当期が法第59条第1項又は第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（同項の規定を同条第5項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条第1項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。3(3)において同じです。）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(三)「27」の金額を記載します。
 - (4) 当期が移行承認事業年度である場合（(1)又は(3)に該当する場合を除きます。）には、令和2年改正法附則第20条第1項（欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりその通算法人の欠損金額とみなされる同項に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。
 - (5) その通算法人が法第57条の2第1項（特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額（法第58条（青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の特例）の規定の適用があるものを除きます。）は、記載しません。
- 3 「(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額2」の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当期が法第57条第2項又は第4項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(3)に該当する場合を除きます。）には、別表七(一)付表一「3」に内書きした金額を記載します。
 - (2) 当期が法第57条第8項の規定の適用を受ける事業年度又は最初通算事業年度である場合（(1)又は(3)に該当する場合を除きます。）には、「調整後控除未済欠損金額14」に内書きした金額を記載します。
 - (3) 当期が法第59条第1項又は第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(三)「27」に内書きした金額を記載します。
 - (4) 当期が移行承認事業年度である場合（(1)又は(3)に該当する場合を除きます。）には、令和2年改正法附則第20条第1項の規定によりその通算法人の欠損金額とみなされる金額のうち、令和2年改正前の法第81条の9第3項（連結欠損金の繰越し）に規定する特定連結欠損金個別帰属額に係る金額を記載します。
- 4 令第131条の9第3項（欠損金の通算）に規定する10年内事業年度（以下4において「10年内事業年度」といいます。）に係る同項に規定する対応事業年度（以下4において「対応事業年度」といいます。）が2以上ある場合（法第64条の7第5項の規定の適用がある場合を除きます。）の「損金算入特定欠損

金額3」及び「損金算入非特定欠損金額6」の各欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 「損金算入特定欠損金額3」は、その対応事業年度開始の日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「14」の金額からその対応事業年度前の対応事業年度(その10年内事業年度に係るもの)に限り、(2)及び(3)において「前対応事業年度」といいます。)の「(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額2」の金額の合計額を控除した金額と、その対応事業年度の「(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額2」の金額とのうちいずれか少ない金額を記載します。

(2) 「損金算入非特定欠損金額6」は、その対応事業年度及びその対応事業年度開始の日の属する10年内事業年度に係る他の対応事業年度の「(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額5」の金額の合計額にその10年内事業年度の別表七(二)付表一「20」の割合を乗じて計算した金額から前対応事業年度の「(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額5」の金額を控除した金額と、その対応事業年度の「(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額5」の金額とのうちいずれか少ない金額を記載します。

(3) その10年内事業年度が措置法第66条の11の4第4項(認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例)に規定する特例10年内事業年度である場合(同条第3項の規定により読み替えて適用する法第64条の7の規定の適用がある場合に限り)における「損金算入特定欠損金額3」は、(1)にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を記載します。

イ その対応事業年度開始の日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表五「13」の金額から前対応事業年度において生じた特例対象特定欠損金額(措置法令第39条の23の2第8項第1号(認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例)に規定する特例対象特定欠損金額をいいます。イにおいて同じです。)の合計額を控

除した金額と、その対応事業年度において生じた特例対象特定欠損金額とのうちいずれか少ない金額

ロ その対応事業年度開始の日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「14」の金額からその10年内事業年度の別表七(二)付表五「13」の金額及び前対応事業年度の「(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額2」の金額(その前対応事業年度に係るイに掲げる金額がある場合には、その金額を控除した金額)の合計額を控除した金額と、その対応事業年度の「(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額2」の金額(その対応事業年度に係るイに掲げる金額がある場合には、その金額を控除した金額)とのうちいずれか少ない金額

5 「8」から「14」までの各欄の内書には、法第64条の7第2項に規定する特定欠損金額を記載します。

6 「通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額8」及び「控除未済欠損金額11」の各欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 令和2年改正法附則第29条第1項の規定により法第64条の9第1項の規定による承認があったものとみなされた法人にあっては、記載しません。

(2) 「通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額8」は、その通算法人が法第57条第6項に規定する時価評価除外法人(7において「時価評価除外法人」といいます。)に該当しない場合には、「0」と記載します。

7 時価評価除外法人に該当する通算法人が法第57条第8項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当しない場合で、かつ、同項に規定する共同で事業を行う場合として政令で定める場合に該当しない場合において、同項に規定する支配関係発生日以後に新たな事業を開始したときにおける「通算開始・加入事業年度である場合」及び「通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始

した場合」の各欄の記載に当たっては、次によります。

- (1) 「制限対象欠損金額9」及び「制限対象欠損金額12」の各欄は、法第57条第8項第1号に規定する支配関係事業年度（以下「支配関係事業年度」といいます。）前の各事業年度にあつては「通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額8」又は「控除未済欠損金額11」の金額を記載し、支配関係事業年度以後の各事業年度にあつては「制限対象欠損金額(19)－(15)－(8)」（マイナスの場合は0）9」又は「制限対象欠損金額(19)－(15)－(11)」（マイナスの場合は0）12」として記載します。
- (2) 「開始・加入時持込対象欠損金額10」及び「控除対象欠損金額13」の各欄は、令第113条第12項（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）において準用する同条第1項の規定の適用を受ける場合には「(8)－(9) 又は」又は「(11)－(12) 又は」を消し、その他の場合には「又は（別表七(二)付表四「5」）」を消します。
- 8 支配関係事業年度以後の事業年度（令第112条の2第5項（通算完全支配関係に準ずる関係等）において準用する令第112条第5項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に規定する対象事業年度に限ります。）に災害欠損事業年度がある場合の「制限対象欠損金額9」、「制限対象欠損金額12」及び「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額19」の各欄（その災害欠損事業年度に係る部分に限ります。）の記載に当たっては、その災害欠損事業年度の別表七(一)「15の③」の金額を「(15)」の金額から控除して計算します。
- 9 「支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、令第112条の2第5項において準用する令第112条第5項第1号に掲げる金額を計算する場合に記載します。この場合において、「特定資産の譲渡等による損失の額の合計額16」及び「特定資産の譲渡等による利益の額の合計額17」の各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 10 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額15」の各欄の内書には、支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに別表七(二)付表三「13」に記載された金額を合計した金額を記載します。この場合において、「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額19」の記載に当たっては、その内書きした金額を「(15)」の金額から控除して計算します。
- 11 「特定資産譲渡等損失額18」の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 令第112条の2第5項において準用する令第112条第7項の規定の適用を受ける場合には「(16)－(17) 又は」を消し、その他の場合には「又は（別表七(二)付表三「5」）」を消します。
 - (2) 支配関係事業年度以後の事業年度において生じた欠損金額が法第58条の規定の適用がある欠損金額である場合には、その事業年度に係る部分には、「0」と記載します。